

平成 30 年 2 月 28 日  
狛江市監査委員決定

## 平成 30 年度監査基本計画

### 1 監査委員の役割

監査委員は、地方自治法により設置され、独立性及び専門性を有した執行機関として、住民の負託を受け、常に公正不偏の態度を保持し、指導監査を第一義として実施し、公正で効率的な市の行財政運営を確保することを責務としています。

わが国の経済は、平成 30 年 1 月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復している。」とある。

また、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。とされており、楽観視のできない状況が続いている。

一方、狛江市においては、平成 30 年度は、昨年度に引き続き、開発事業による人口増加等による市税の増収が期待される一方、高齢化の進展や保育需要の増による新設保育園の設置などによる扶助費の増が見込まれ、狛江市中期財政計画では、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で、累計 13 億 1 千 7 百万円の収支不足が見込まれる状況となっており、依然として厳しい財政状況にあります。

平成 30 年度予算編成方針では、限られた財源の中であっても、「子育てしやすいまちづくり」、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「安心で安全なまちづくり」、「魅力あるまちづくり」を重点分野として位置づけ取り組むこととされ、これまで以上に効率的、効果的な行財政運営を目指し、財政基盤の強化に努める必要があります。

そのためには、これまでの事業の成果を徹底的に検証し、必要な見直しを行うとともに、職員が事業について必要性、有効性、経済性を意識し、限られた財源の中でいかに工夫して事業効果をあげていくかが重要となります。

上記のことを踏まえ、監査委員は、行財政運営の検査機関の役割を果たすべく、公正かつ効果的な監査を実施します。

### 2 基本方針

平成 30 年度の監査等については、次の基本方針に基づき実施します。

- (1) 市の事務事業について、管理、執行が法令等に則って適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、公平性、経済性、効率性及び有効性並びに後期基本計画の推進の観点からも、適正な予算執行が図れるよう、検

証を行います。

- (2) 監査の実効性を確保するため、違法、不正の指摘に留まらず、指導に重点をおいて監査等を実施するとともに、監査の結果に基づく改善状況等に対し、是正、改善を求め、その状況を常に把握します。
- (3) 監査に当たっては、対象部署においてチェック体制の整備や運用が適切に行われているか留意します。
- (4) 市民の視点に立ち、身近でわかりやすい監査を目指し、監査の結果等に関する情報については、市ホームページに速やかに掲載します。

### 3 監査等の方針

平成 30 年度に実施する監査等については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容については、別途、各実施計画において定めます。

#### (1) 定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項)

平成 30 年度における財務に関する事務や事業及びその他の事務や事業の執行が、法令等に則って適正行われているかはもとより、経済性、効率性、有効性にも留意して監査を実施します。

#### (2) 指定管理者監査

(地方自治法第 199 条第 7 項)

市の施設等の指定管理業務を行っている団体について、指定管理業務委託に係る出納その他の事務について、公の施設の設置目的を効果的に果たしているか監査し、併せて、所管課の指定管理に係る事務及び当該団体への指導監督が適切に行われているかについて監査を実施します。

#### (3) 財政援助団体監査

(地方自治法第 199 条第 7 項)

市が補助金等の財政援助を行っている団体等について、原則として平成 30 年度に執行された財政援助に係る出納その他の事務について監査を実施し、併せて、所管課の財政援助に係る事務及び当該団体への指導監督が適切に行われているかについて監査を実施します。

#### (4) 例月出納検査

(地方自治法第 235 条の 2 第 1 項)

各会計の毎月の出納を対象として、計数等が適正なものとなっているか確認をするとともに、各月末の現金等の保管状況の検査を実施します。

#### (5) 決算審査

(地方自治法第 233 条第 2 項)

平成 29 年度の決算を対象として、各会計の決算及び関係書類等の正確性や予算の執行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて、他の監査等や例月出納検査も活用しながら的確な審査を実施します。

(6) 基金運用状況審査

(地方自治法第 241 条第 5 項)

平成 29 年度の各種基金を対象として、基金の運用状況を示す書類等の計数が正確なものになっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施します。

(7) 財政健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項)

市長から提出された、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定された、平成 29 年度の実質赤字比率等の健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施します。

4 監査等の実施期間

監査等の実施期間は、下表の予定で実施します。

平成 30 年度監査等実施予定表

監 査 等 の 種 類	実 施 期 間
定 期 監 査	11 月～2 月
指 定 管 理 者 監 査	9 月～12 月
財 政 援 助 団 体 監 査	10 月～1 月
例 月 出 納 検 査	毎月下旬
決算審査（基金運用状況審査含む）	6 月～8 月
財 政 健 全 化 判 断 比 率 等 審 査	7 月～8 月

※決算審査意見書は市長に提出し、市長は決算書、決算資料と共に狛江市議会へ提出

5 監査の結果等及び措置状況の公表

監査の結果等及び市長、関係機関の監査の結果に基づく措置状況については、速やかに市ホームページ等を通して、公表及び掲載を行います。